

都市再生整備計画 事後評価シート

高浜まちなか地区

平成29年12月

福井県高浜町

様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	福井県	市町村名	高浜町	地区名	高浜まちなか地区			面積	100.5ha			
交付期間	平成25年度～平成29年度	事後評価実施時期	平成29年度	交付対象事業費	2,110百万円	国費率	0.4					
1)事業の実施状況	当初計画に位置づけ、実施した事業	事業名										
		基幹事業	道路[町道宇治線、町道大西線、町道昭和通り線、町道大西線(付替)]、地域生活基盤施設[城山公園]、高次都市施設[高浜公民館整備事業]									
		提案事業	事業活用調査[事業効果分析調査]、まちづくり活動推進事業[まちなか活性化交流イベント事業]、まちづくり活動推進事業[イルミネーション事業]									
	当初計画から削除した事業	事業名				削除/追加の理由			削除/追加による目標、指標、数値目標への影響			
		基幹事業										
		提案事業										
	新たに追加した事業	基幹事業	①地域生活基盤施設[若狹高浜駅前広場] ②既存建造物活用事業[旧塩屋改修事業] ③高質空間形成施設[無電柱化事業]			①まちなかの回遊性を高めるために追加 ②まちづくりの拠点形成のために追加 ③まちなかの回遊性を高めるために追加			①暫定から本供用への移行であり、指標等への影響はないと判断 ②同じくまちづくりの拠点である高浜公民館の効果が大きいと考え、指標等への影響はないと判断 ③指標2「歩行者数」に直接関連するため、数値目標を変更			
提案事業		①事業活用調査[事業効果分析調査]			①交付最終年度に実施する事後評価に係る委託費として追加			①指標への影響は無いと判断				
交付期間の変更	当初	平成25年度～平成29年度		交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響	なし							
変更	平成25年度～平成29年度											
2)都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指 標		単位	従前値		目 標 値		数 値	目 標 達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ 予定時期
	指標1	中心市街地の人口	人	2,661	H24	2,566	H29	2,440	△	あり	高浜町新庁舎・高浜公民館の整備などによる生活利便性の高まり、また、計画期間中に実施した各種ワークショップによる本地区のまちづくりに対する期待感の高まりなどによって従前値からは改善傾向にあるが、町道の一部や公園が未完成であり、安心安全で魅力ある居住環境が十分に整っていないことが目標未達成の要因と考えられる。	平成30年4月
										なし		
										指標2		
指標3	まちづくり団体等の活動	組織(上段) 人(下段)	1 16	H24	3 45	H29	3 85	○	あり			
改修を行った旧塩屋は、NPO塩屋の活動拠点、たかはま地域医療サポーターの会が開催する“けっこう健康！高浜☆わいわいカフェ”の会場として利用されており、まちづくり団体等の活動の充実に直接的に貢献したことが目標達成の要因と考えられる。 また、計画期間中に実施した各種ワークショップにより、町民のまちづくり機運が高揚したことも要因の一つと考えられる。												
3)その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指 標		単位	従前値		目 標 値		数 値	目 標 達成度※1	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ 予定時期
	その他の数値指標1	高浜公民館の利用件数及び利用者数	件(上段) 人(下段)	279 2,911	H24			293 4,035			公民館施設の建替えによって機能強化が図られたこと、高浜公民館と高浜町新庁舎の複合化によって利用者の利便性が高まったことにより、利用件数及び利用者数が増加したと考えられる。 また、公民館や新庁舎の建設計画時に実施したワークショップによって町民の愛着や期待感が高まったことも増加の要因の一つと考えられる。	平成30年4月
4)定性的な効果発現状況	・本事業で改修を行った旧塩屋は、NPO塩屋の活動拠点として活用されていることに加え、様々な人々が利用できる地域に開かれたまちづくり拠点となっており、平成28年度の実績によると、旧塩屋全体の利用件数及び利用者数は264件、延べ4,205人となっており、そのうち、104件、延べ2,290人が貸館として利用している。 ・高浜町では平成26年6月に「空き家情報バンク」を開設し、平成28年度からは、高浜町の暮らしや住まいに関わる様々な情報を提供する「移住定住情報サイト」、高浜町の素晴らしい素材、素敵な遊び方、魅力を発信する「ピン！」を新たに開設し、移住定住を後押しする様々な情報発信とあわせて、空き家の流通促進に取り組んでいる。その結果、平成28年度の実績によると、11件の空き家が新たに登録され、それまでに登録されていた物件を含めて同年度内に9件が成約に至った。											
5)実施過程の評価	実施内容				実施状況				今後の対応方針等			
	モニタリング	－			都市再生整備計画に記載し、実施できた				－			
					都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した							
					都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった							
住民参加プロセス	・「高浜町新庁舎・高浜公民館 住民ワークショップ」を開催 ・「景観まちづくりワークショップ」を開催 ・「花と緑の講演会とワークショップ」の開催			都市再生整備計画に記載し、実施できた				●				
				都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した								
持続的なまちづくり体制の構築				都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった								
	・NPO塩屋の設立			都市再生整備計画に記載し、実施できた				●				
				都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した								
都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった												

様式2-2 地区の概要

高浜まちなか地区(福井県高浜町) 都市再生整備計画事業の成果概要								
まちづくりの目標		目標を定量化する指標		従前値		目標値		評価値
大目標 『魅力と安心のまちなか再生』		中心市街地の人口	人	2,661	H24	2,566	H29	2,440
目標1 安心、安全「暮らしたい町」づくり		歩行者数	人/日	227	H24	375	H29	288
目標2 賑わいと潤い、回遊性のある「訪れたい町」づくり		まちづくり団体等の活動	組織、人	1, 16	H24	3, 45	H29	3, 85
目標3 多様な主体が参画、連携するまちづくり事業の創出								

まちの課題の変化

◆従来からの課題①「安心、安全でコンパクトな居住環境の創出」
高浜町新庁舎・高浜公民館の複合整備に伴う生活利便性の高まり、また、前述の施設にアクセスする生活道路の改良により、暮らしやすい居住環境が形成された。一方で、生活道路の改良がネットワークの一部に留まっている、旧丹後街道沿いを中心に都市基盤が脆弱で防災上問題がある密集市街地が分布している、地域住民の憩いや防災活動の場となる身近な公園・広場機能が不足しているといった問題が残されているため、引き続きまちなか居住を推進するには、前述の問題点に対応した居住環境の改善に加え、住宅政策などを戦略的に展開する必要がある。また、平成28年度に実施した空き家実態調査の結果を踏まえ、空き家の予防や適正な管理または措置、利活用に向けた対策の必要性が改めて認識された。

◆従来からの課題②「賑わい、潤い、回遊性の創出」
高浜公民館の整備や旧塩屋の改修により、様々な人々が集い、交流できるコミュニティ拠点、まちづくり拠点が整った。また、各拠点を結ぶ歩行者回遊ネットワークの一部が整備された。一方で、歩行者回遊ネットワークが部分的な改良に留まっている、賑わいや回遊性の創出に活かすことができる地域資源がまだ残されている(城山公園(公園全体)、高浜漁港、旧丹後街道沿いの街並み景観など)といった問題が残されている。また、国道27号や園部バイパス沿道の開発圧力が高まりつつあるため、目指すべきコンパクトシティ像を踏まえた都市機能の適正な立地誘導を図り、無秩序な開発を抑制する必要がある。

◆従来からの課題③「多様な主体によるまちづくり事業の創出」
旧塩屋や高浜公民館が整備され、町民やまちづくり団体等の活動拠点として利用されている。また、新庁舎・公民館の建設計画や景観まちづくりに関するワークショップを実施したことにより、町民のまちづくり機運が高まった。今後も引き続き、その効果を持続させる必要がある。

今後のまちづくりの方策(改善策を含む)

①密集市街地対策 → 狭い道路や交差点等の部分改良、身近な公園や広場等の整備、ソフトな防災対策の実施(防災情報の周知、避難や安否確認の体制強化等)
②戦略的な居住誘導 → 立地適正化計画に基づく戦略的な居住誘導(範囲設定、誘導施策の実施等)・都市機能立地に係る方針の明示及び立地誘導、身近な公園や広場等の整備、生活道路の整備
③空き家対策 → 空き家等対策計画の策定及び同計画に基づく各種対策の推進、空き家の利活用プロジェクトの推進
④その他の居住対策 → 町営住宅の再整備(集約化等)
⑤まちなか活性化の推進 → 城山エリア(城山公園、高浜漁港等)などの賑わい・交流拠点の整備、町民やまちづくり団体等のニーズに応じた活動支援、町民の関心や機運を継続的に高めるまちづくり参画機会の提供(WS等)
⑥道路景観の整備 → 各拠点を結ぶ回遊動線の整備(景観に配慮した高質化を含む)
⑦景観形成の誘導 → 景観計画の策定及び同計画に基づく建築物等の景観誘導、伝統的民家普及促進事業の利用促進